

令和5年4月1日

島根県選挙管理委員会（地域振興部市町村課）

担当：山根（内線5064・5792）

飯南町の期日前投票所における投票用紙の二重交付について

飯南町選挙管理委員会から、期日前投票所において、知事選挙の投票用紙を選挙人に二重交付したとの報告を受けたので、お知らせします。

1. 概要

飯南町の飯南町保健福祉センターの期日前投票所において、4月1日（土）10時半頃、期日前投票済みの選挙人1人に、投票用紙（知事選挙）を二重交付した。

選挙人名簿には、知事選挙の期日前投票済みの表示がされていたが、名簿照合の際に見落として投票用紙を交付した。

選挙人の投票後に選挙人名簿に投票状況をシステム処理する際に、投票済みであるためエラーが発生し二重交付が判明した。

○当該期日前投票所

設置期間 3月24日（金）～4月8日（土）

設置場所 飯南町保健福祉センター（飯南町頓原2064）

○飯南町の対応

選挙人に連絡し、謝罪すると共に2度目の投票も有効であることを伝え、選挙人の了解を得た。

選挙人名簿の照合の際に投票状況の確認を徹底するなど、再発防止に向け管理の徹底を他の期日前投票所（飯南町役場）にも通知し、今後開設する期日前投票所や当日投票所の投票管理者、事務従事者に対して再発防止に向け管理の徹底を通知する。

2. 県選挙管理委員会の対応

飯南町選挙管理委員会に対して、厳重に注意するとともに、期日前投票及び当日投票について、適正な事務処理の再確認と徹底を行うよう指示した。

県内の市町村選挙管理委員会に、上記事例の発生を伝え、投票管理者や事務従事者へ細心の注意力をもって職務に当たることを徹底するよう通知した。

本件に関する問い合わせ先

○飯南町選挙管理委員会事務局

事務局長 那須 忠巳

TEL 0854-76-2211